

令和 7 年 3 月 1 9 日
市 長 公 室 秘 書 課
0 4 3 8 - 2 3 - 7 0 4 4

特別寄附栄誉表彰を新設

本市の各事業・施策にご賛同いただき、寄附を賜る機会が増えてきた状況を鑑み、さらに、今後、新たな施設整備も控えていることから、高額な寄附を賜った際に、そ
のご厚意に報いるべく、「特別寄附栄誉表彰」を新設し、表彰制度の充実を図ろうと
するものです。

つきましては、周知を図るため記事掲載のほどよろしくお願いいたします。

1 施行日（木更津市功労表彰規則の一部改正）

令和 7 年 3 月 1 日

2 表彰区分等の改正内容

（改正前）

- ・木更津市功労表彰規則により、その公益のため 1 0 0 万円以上の私財を寄附した者又は団体
に対して、「功労表彰」を授与（継続）
- ・上記のうち、市が紺綬褒章の授与にかかる上申をした者（5 0 0 万円以上）又は団体（1 千
万円以上）であって、紺綬褒章の授与が決定した者に対して「特別功労表彰」を授与

（改正後）

- ・5 千万円以上の私財を寄附した者又は団体に対して、「特別寄附栄誉表彰」を授与するととも
に記念品を贈呈いたします。
- ・「特別功労表彰」においては、これまで紺綬褒章の授与決定を待っていたため、寄附から表彰
まで相当期間を要しておりました。この期間を短縮し速やかに表彰するため、紺綬褒章の授
与を条件とせず、私財を寄附した者（5 0 0 万円以上）又は団体（1 千万円以上）に対して、
「特別功労表彰」を授与するものといたします。

3 その他

表彰の時期（随時開催）や審査（木更津市表彰審査委員会の設置等）については従前のとおり
とします。